

# 「大分県民福祉基本計画」改定案に対する県民意見への対応について

ご意見の概要	県の考え方等	参考(改定案から該当部分を引用)
<b>Ⅱ 基本構想編</b>		
<b>第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b>		
意見番号 1	「(8)小規模集落の増加」の記述の中で、小規模集落の集落外への「交通手段」とあるが「 <b>移動手段</b> 」が適切と思う。  (地域福祉推進室)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり修正します。  P 8 (8)小規模集落の増加 小規模集落においては、高齢者の世話や日常生活等の支え合い助け合いは、となり近所の方や近くに居住する家族が行っていますが、一方、集落外への <b>移動手段</b> の確保や食料品・日用品の購入、医療の受診、災害時の対応など様々な問題が顕在化しております。
<b>Ⅲ 計画編</b>		
<b>第1章 安心のある暮らしを支える福祉の基盤づくり</b>		
<b>第1節 総合的な情報提供・相談体制の整備</b>		
意見番号 2	「(2)総合的な相談体制の整備」の記述の中で、障がい者にかかる中立・公平な相談支援事業、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する「 <b>地域自立支援協議会</b> 」について記載していただきたい。  (障害福祉課)	地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として重要と考えています。 ご意見については、右記(下線部分)のとおり追加します。  P22 (2) 総合的な相談体制の整備 〔主要施策〕 <b>(7) 障がい者及び障がい児の相談に対応する体制を整備するため、県自立支援協議会において、市町村自立支援協議会単位ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策の助言等を行います。</b>
<b>第2章 共に生きる活力ある福祉コミュニティづくり</b>		
<b>第2節 県民の主体的な参加の促進</b>		
意見番号 3	小地域内で生じる生活課題の発見や支援方法等を検討したり、サロン活動に参加しない高齢者等の見守り等の仕組みづくりを行う「 <b>小地域ネットワーク会議</b> 」のメンバーや <b>小地域の福祉活動</b> (日常的にサロン活動や見守り活動)を考えると、「ボランティア活動」は欠かせないと思うので、「ボランティア」を加えていただきたい。  (地域福祉推進室)	地域での支え合いについては、自治委員、民生委員・児童委員など地域住民の方々をはじめ、地域で様々な活動をしているボランティアやNPOなどの存在が欠かせないと考えています。 ご意見については、右記(下線部分)のとおり修正します。  P49 (2) 地域住民の自主的な活動の促進 〔主要施策〕 (4) 地域住民の対話と交流の場づくりとして、公民館や老人憩いの家、隣保館等を活用して、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、 <b>ボランティア</b> ・NPO等によるサロン活動の普及を図ります。
<b>第3節 多様な事業主体の参入促進</b>		
意見番号 4	高齢化が進むと <b>過疎地域での交通手段の確保</b> が、地域の大きな生活課題となるので、福祉有償運送サービスに加えて <b>過疎地有償運送サービスの普及</b> も追加していただきたい。  (総合交通対策課)	過疎地域での移動手段には様々なサービスが必要と考えています。 ご意見については、右記(下線部分)のとおり修正します。  P50 〔主要施策〕 (4) 社会福祉協議会やNPO等による福祉有償運送サービスや <b>過疎地有償運送サービスの普及</b> を図ります。
<b>第4節 生活関連分野との連携</b>		
意見番号 5	子どもや孫の安心、安全についてはよくなることに力を入れたいと思っ ている方が多いので、この方々を対象とした <b>学習会</b> を、 <b>学校で出来る</b> とよいと思 いました。学校に行けるのは今までは、保護者だけのよ うな空気がありますが、現在の学校は、 <b>地域の方々も巻き込んだ運営</b> を されている学校もあると聞いています。  (社会教育課)	ご意見の学校と地域を巻き込んだ活動等については、右記(下線部分)のとおり記載しています。  P51 (1) 教育との連携 ア 小学校などを拠点とした「居場所づくり」の推進 〔主要施策〕 (1) 学校等を活用して、子どもたちの「居場所」を整備し、 <b>放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援</b> します。

ご意見の概要		県の考え方等	参考(改定案から該当部分を引用)
Ⅲ 計画編			
第3章 心豊かな福祉社会の発展を担うひとづくり			
第1節 地域福祉の意識の醸成			
意見番号 6	「(1)地域福祉の普及・啓発」の中の〔主要施策〕(3)の記述の中で、社会福祉施設との交流事業以外にも、 <b>地区社会福祉協議会等が行う地域福祉活動</b> に参加することで、より「福祉を身近なもの」として体感できると思うので追加していただきたい。  (地域福祉推進室)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり修正します。 県では、今回の計画改定案で重点推進事項として、各地域に小地域ネットワーク会議を設置し、支え合いを行う住民の参加を促進することで、住民に福祉を身近なものとして、普及していきたいと考えています。	P68 (1) 地域福祉の普及・啓発 〔主要施策〕 (3) 地域住民が福祉をより身近なものとして感じるできるよう、社会福祉施設における地域住民と施設利用者との交流活動や <b>社会福祉協議会等が行う地域福祉活動</b> など、地域との連携を図ることを促進します。
第3節 地域福祉活動の担い手の育成・確保			
意見番号 7	「(2) ボランティア・NPOの育成」の〔主要施策〕に「退職する団塊の世代パワーのボランティア活動への促進」を追加していただきたい。  (地域福祉推進室)	団塊世代の自己実現を図り経験や能力を地域活動に生かしていることは重要と考えています。 ご意見については、右記(下線部分)のとおり修正します。	P79 (2) ボランティア・NPOの育成 〔主要施策〕 (4) <b>団塊の世代が経験や能力を地域活動に生かせるようボランティア活動への参加を推進する</b> とともに、次代を担う学生のボランティア活動の参加を通じて、地域福祉活動に関心を持つようにします。
Ⅳ 推進編			
第1章 新たな支え合い(共助)の確立			
第1節 新たな支え合いの仕組みづくり			
〔再〕 意見番号 3	小地域内で生じる生活課題の発見や支援方法等を検討したり、サロン活動に参加しない高齢者等の見守り等の仕組みづくりを行う「小地域ネットワーク会議」のメンバーや <b>小地域の福祉活動</b> (日常的にサロン活動や見守り活動)を考えると、「ボランティア活動」は欠かせないと思うので、「ボランティア」を加えていただきたい。  (地域福祉推進室)	地域での支え合いについては、自治委員、民生委員・児童委員など地域住民の方々をはじめ、地域で様々な活動をしているボランティアやNPOなどの存在が欠かせないと考えています。 ご意見については、右記(下線部分)のとおり修正します。	P85 1 小地域における支え合いの仕組みづくり 〔主要推進事項〕 (2) 小地域ネットワーク会議の整備推進 * 小地域ネットワーク会議 ○ 構成メンバー 小地域の支え合い活動で主導的な役割を果たしている自治委員、民生委員・児童委員や、地域で様々な活動を行っている <b>ボランティア・NPO</b> などがメンバーとなります。検討内容等に応じて、関係団体や専門機関、当事者等も参画します。
第2節 地域福祉活動の担い手づくり			
〔再掲〕 意見番号 3	小地域内で生じる生活課題の発見や支援方法等を検討したり、サロン活動に参加しない高齢者等の見守り等の仕組みづくりを行う「小地域ネットワーク会議」のメンバーや <b>小地域の福祉活動</b> (日常的にサロン活動や見守り活動)を考えると、「ボランティア活動」は欠かせないと思うので、「ボランティア」を加えていただきたい。  (地域福祉推進室)	地域での支え合いについては、自治委員、民生委員・児童委員など地域住民の方々をはじめ、地域で様々な活動をしているボランティアやNPOなどの存在が欠かせないと考えています。 ご意見については、右記(下線部分)のとおり修正します。	P87 1 小地域活動を支えるリーダーの育成・確保 〔主要推進事項〕 (3) リーダーは自治委員や民生委員・児童委員に限らず、 <b>ボランティア・NPO</b> 、PTAや青少年団体など、様々な活動を通してノウハウを身に付け、社会貢献に意欲をもつ人々の中に見い出していくことも必要です。

ご意見の概要	県の考え方等	参考(改定案から該当部分を引用)	
IV 推進編			
第1章 新たな支え合い(共助)の確立			
第2節 地域福祉活動の担い手づくり			
意見番号 8	<p>小地域ネットワーク活動を実現していくためには、専門的な知識や手法など提供できる職員の配置が不可欠です。地域や住民個人の困りごとを発見し、解決するための仕組みづくりを行うのは、社会福祉協議会の役割であり、地域福祉活動を専門的に積極的に推進していくためにコーディネーターが必要です。</p> <p>しかし、現状の市町村社会福祉協議会では、配置されている職員数が少なく、介護保険の事務やその他の事務などに多くの時間を費やしています。</p> <p>新たな共助体制の構築を推進するに当たっては「地域福祉コーディネーター」の設置を促進していただきたい。</p> <p>(地域福祉推進室)</p>	<p>ご意見のありました地域福祉活動コーディネーターについては、右記(下線部分)のとおり記載しています。</p>	<p>P87 2 地域福祉活動コーディネーターの育成・確保 〔主要推進事項〕</p> <p>(1) 地域の課題に対応するためのネットワークづくり、専門的な支援が必要な事例の指導・調整、地域に必要な資源の開発等を行う地域福祉活動コーディネーターの育成・確保を図ります。</p> <p>(2) 地域福祉活動コーディネーターの役割や位置づけを明確にするとともに、地域の自治会・町内会や福祉活動団体等への周知を図ります。</p> <p>(3) 地域福祉活動コーディネーターの役割を担う市町村社会福祉協議会等の職員を対象として、専門的・系統的な研修の充実・強化に努めます。</p>
意見番号 9	<p>地域福祉を推進する中心団体である社会福祉協議会においては、自治体及び各種団体等と連携し計画実践の一翼を担うことを期待するとともに、この計画の項目実践の速やかな遂行を期待する。</p> <p>(地域福祉推進室)</p>	<p>ご意見のありました社会福祉協議会の役割や計画の遂行については、右記(下線部分)のとおり記載しています。</p> <p>県と県社会福祉協議会、市町村及び市町村社会福祉協議会が一体となって地域福祉を支える自治委員、民生委員・児童委員やボランティア・NPO等と連携し、地域福祉を推進していきます。</p>	<p>P82 第1節 新たな支え合いの仕組みづくり 本章では地域課題への総合的な対策を推進する観点から、市町村や市町村社会福祉協議会の役割や対応についても説明するとともに、<u>県及び県社会福祉協議会は一体となって市町村の地域福祉の取組を支援することとしています。</u></p> <p>P95 第2章 地域福祉推進主体の役割 第2節 市町村の圏域 (2) 市町村社会福祉協議会 地域福祉を推進する中心団体である社会福祉協議会は、自治体と連携・協働して、福祉コミュニティづくり、地域の生活課題の解決に向けた地域住民の助け合い活動の仕組みづくりを進めます。</p> <p>P100 第3章 計画の進行管理 (1) 本計画並びに市町村の計画が着実に実行されるよう、関係機関・団体との緊密な連携のもと、県社会福祉審議会において進行状況を管理します。</p>

ご意見の概要	県の考え方等	参考(改定案から該当部分を引用)	
IV 推進編			
第2章 地域福祉推進主体の役割			
第3節 県の圏域			
意見番号 10	<p>「小地域ネットワーク活動」は市町村社会福祉協議会の取り組む一つの活動にすぎないため、「(2) 県社会福祉協議会」の記述のうち、イの「小地域ネットワーク活動の普及などに取り組む市町村社会福祉協議会…」を、もっと大きく捉えていただき、表現を「<b>地域住民に対して身近に地域福祉を推進する市町村社会福祉協議会</b>」としていただきたい。</p> <p>(地域福祉推進室)</p>	<p>ご意見のありました市町村社会福祉協議会の役割については、<b>右記(下線部分)のとおり記載しています。</b>        本項目の「小地域ネットワーク活動」については、県社会福祉協議会の支援の一例として記載しているものです。</p>	<p>P94 第2節 市町村の圏域        (2) 市町村社会福祉協議会  <u>地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会は、自治体と連携・協働して、福祉コミュニティづくり、地域の生活課題の解決に向けた地域住民の助け合い活動の仕組みづくりを進めます。</u>        ア 地域住民、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア・NPO、社会福祉事業者等の活動の振興、支援並びに相互の活動の調整        イ 権利擁護、苦情解決への取り組み        ウ 地域福祉計画の策定・実施への協力、地域福祉活動計画の一体的な策定・実施</p> <p>P99 第3節 県の圏域        (2) 県社会福祉協議会        本県における地域福祉推進の中核機関として、住民主体の地域福祉活動を県内で広く推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな指導・助言を積極的に行います。        イ 小地域ネットワーク活動の普及などに取り組む市町村社会福祉協議会への支援、ボランティア・市民活動センターの運営、日常生活自立支援事業や苦情解決事業、社会福祉施設経営指導事業などの広域的、専門的な事業を推進します。</p>
意見番号 11	<p>「(3) 共同募金会」の項目に、<b>地域福祉事業推進の貴重な財源確保の手段としての「共同募金」活動であることを明記していただきたい。</b></p> <p>(地域福祉推進室)</p>	<p>ご意見については、<b>右記(下線部分)のとおり修正します。</b></p>	<p>P99 (3) 共同募金会        共同募金会は、<b>地域福祉の推進を目的として</b>、募金活動を通じ、だれもが住みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民みずからが参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、寄附金の配分により地域の様々な福祉ニーズに応えている民間の取り組みを<b>財源面から支援</b>します。</p>